# 栄養成分表示について

今和2年4月1日以降に製造(又は加工・輸入)し消費者に販売する【加工食品・添加物】には

## 栄養成分表示の表示義務\*1があります!

平成27年4月にスタートした食品表示法により、消費者向けの一般用加工食品及び 一般用添加物には、栄養成分表示が義務付けられました。

#### ◆栄養成分表示の義務または任意となる食品区分

	加工食品		生鮮食品		添加物	
	一般用	業務用	一般用	業務用	一般用	業務用
基本の栄養成分(5項目) 【熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、 ナトリウム(食塩相当量で表示)】	<b>義務</b> <sup>※1</sup>	任意	任意	任意	<b>義務</b> <sup>※1</sup>	任意
その他の定められた栄養成分	任意	任意	任意	任意	任意	任意

<sup>※1</sup> 一部、栄養表示を省略できる(または要しない)場合があります。

### ◆栄養成分表示を省略できる食品

(ア)~(オ)のいずれかに該当する食品は、栄養成分表示を省略することができます。

- (ア) 容器包装の表示可能面積がおおむね30cm<sup>2</sup>以下であるもの
- (イ) 酒類
- (ウ) 栄養の供給源としての寄与の程度が小さいもの
  - \*次のa、bのいずれかの要件を満たすもの
  - a 熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムの全てについて、O と表示することができる基準を満たしている場合。
  - b 1日に摂取する当該食品由来の栄養成分(たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム) の量及び熱量が、社会通念上微量である場合。

- (エ)極めて短い期間で原材料(その配合割合を含む。)が変更されるもの
  - \*次のa、bのいずれかの要件を満たすもの
  - a 日替わり弁当等、レシピが3日以内に変更される場合(サイクルメニューを除く。)
  - b 複数の部位を混合しているため都度原材料が変わるもの(例:合挽肉、切り落とし 肉等の切り身を使用した食肉加工品、白もつ等のうち複数の種類・部位を混合して いるため都度原材料が変わるもの)
- (オ)消費税法第9条第1項において消費税を納める義務が免除される事業者<sup>\*2</sup>が販売する もの。ただし、当分の間、「中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模事業者<sup>\*3</sup> が販売するもの」も省略できる。
  - ※2 消費税法第9条第1項において消費税を納める義務が免除される事業者: 事業者のうち、その課税期間に係る基準期間における課税売上高が1000万円以下である者。
  - ※3 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模事業者: おおむね常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業 として営む者については5人)以下の事業者。
  - 注意 小規模の事業者が製造した食品でも、スーパー等の販売する事業者が小規模の事業者 でない場合は栄養成分表示が必要です。

#### ◆栄養成分表示を要しない食品

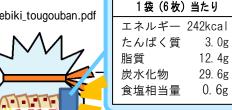
以下の(ア)、(イ)のいずれかに該当する食品は、栄養成分表示を要しません。

- (ア) 食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合
- (イ) 不特定又は多数の者に対して譲渡(販売を除く。) する場合

#### \*栄養表示について知りたいときは・・・\*

具体的な栄養成分表示の方法等については、東京都保健医療局のホームページにある資料を ご確認ください。また、消費者庁のホームページに掲載されている関係通知もご覧くださ い。

- •「栄養成分表示ハンドブック〜食品表示基準に基づく栄養成分表示の方法等」 https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/shokuhin/hyouji/kyouzai/files/eiyouseibun\_handbook.pdf
- •「大切です!食品表示 食品表示法 食品表示基準手引編」 https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/shokuhin/hyouji/kyouzai/files/tebiki\_tougouban.pdf



栄養成分表示